

# **議 事 録**

## **第 5 回 定 例 総 会**

**令和5年12月11日**

## 太田市農業委員会第5回定例総会議事録

開会日時 令和5年12月11日（月） 午後2時  
 閉会日時 令和5年12月11日（月） 午後2時42分  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 長谷川 耕一      2 遠藤 弘一      3 山田 清作      4 長島 佳男  
               (17人) 6 塚越 仲夫      7 原田 和男      8 飯塚 茂夫      10 木村 克巳  
               11 高木 勝      12 清水 由紀江      13 中村 幸江      14 内田 達夫  
               15 小磯 典夫      16 石原 康男      17 室田 道博      18 永井 幸二  
               19 片亀 昌子  
 欠席委員 5 太田 安弘      9 齋藤 森雄  
               (2人)

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目係長  
               (8人) 大澤主任 町田主任 松井主任 大崎主任

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
               議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
               議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
               議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
               報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
               報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について  
               報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
               報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ  
                           いて

協議事項 令和5年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後  
                           継者報奨候補者の推薦について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第5回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員17名、欠席の委員2名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、11番 高木勝委員 と 12番 清水由紀江委員 のお二人  
にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の町田主任を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において訂正はございません。

## 5 議事顚末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は2件です。  
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。  
1番 沖野町の土地 田 450 m<sup>2</sup>について、申請地での計画がなくなったため、許可を取り消すものです。  
2番 丸山町の土地 畑 465 m<sup>2</sup> 外2筆 計 2,129 m<sup>2</sup>について、許可後、代表取締役が交代し、契約が解除されたため、許可を取り消すものです。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 7番 委 員 1番について報告します。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、現地は畑のままで維持していると思われますので、問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長      | 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 18 番 委 員 | <p>18 番委員より説明いたします。</p> <p>この件につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、令和5年3月16日に許可になりましたのですけれども、許可後、代表取締役が交代されて契約が解除されたために取消しにしたいということで申請がありました。</p> <p>一応、内容については、3筆ですけれども、申請地は農地で妥当性は問題ないということで、地区協議会では許可相当と決定しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。</p>                                                                                                     |
| 議 長      | ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 委 員      | なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長      | <p>ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。</p> <p>番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長      | 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長      | <p>続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。</p> <p>提出件数は8件です。</p> <p>事務局より、提案をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事 務 局    | <p>提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。</p> <p>1番 牛沢町の土地 畑 534 m<sup>2</sup> 外 11 筆 計 4,741.54 m<sup>2</sup>、申請地は、日当たりが見込まれる土地なので、営農型太陽光発電設備を設置したい。</p> <p>2番 八重笠町の土地 畑 28 m<sup>2</sup>、申請地の隣接農地を所有しているため、申請地を譲り受け耕作をしたい。</p> <p>3番 鳥山上町の土地 畑 1,070 m<sup>2</sup>、祖母より農地を譲り受け、農業に精進したい。</p> <p>4番 西長岡町の土地 畑 528 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。</p> |

5番 世良田町の土地 畑 102 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,450 m<sup>2</sup>、自宅に隣接した農地を取得し、家族で農業に励みたい。

6番 新田中江田町の土地 畑 500 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大し、農業経営の更なる充実を計りたい。

7番 山之神町の土地 畑 12 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

8番 大原町の土地 畑 2,251 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,309 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

なお、1番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。2番から8番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

なお、番号1番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。

また、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものとしたします。

それでは、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員

議案第2号の2番は、申請者が贈与ということで、取得したものでございます。

現地調査したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、第2地区協議会において許可相当と意見決定いたしました。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号3番及び4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6 番 委 員 番号3番について、5番委員の代わりに報告いたします。  
この案件については、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は勤めながら農業にも従事しており、家には必要な農機具等もあります。また、現地を確認した結果は、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 16 番 委 員 議案の4番についてお話をします。  
当該地は、八王子山公園・墓園がありますが、その下の傾斜地でございます。ここの土地を売買によって●●さんが買受けをして、ブルーベリーの栽培をしたいと。●●さんについては、ブルーベリーはもう既に1ha以上の栽培をしている農家であります。他の農地にも支障を来すおそれがなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、第3地区では許可相当という結論が出ましたので、再度のご審議をよろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号3番及び4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番及び4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番及び4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 14 番 委 員      番号5番、所有権移転の件について調査結果を報告いたします。  
譲受人は必要な農機具も所有しており、現地を確認したところ、周辺  
農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、  
問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
再度審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議      長      ただいま、第4地区協議会より番号5番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委      員      なし。
- 議      長      ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議      長      全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議      長      続いて、番号6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。
- 15 番 委 員      番号6番について、当地区協議会で調査した結果、周辺農地への支障  
もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないもの  
として許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議      長      ただいま、第5地区協議会より番号6番について報告がありましたが、  
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委      員      なし。
- 議      長      ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議      長      全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議      長      続いて、番号7番及び8番について、第6地区協議会の調査した意見  
結果を報告願います。



|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11 番 委 員 | 11 番委員が説明します。<br>これはハウスの手前に1つ畑がありまして、その真ん中が12 m <sup>2</sup> で、●●さんという方の名義になっていますので、これを譲り受けて、作業をしやすいようにしたいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断したところです。再度のご審議、よろしくお願いします。                                                                                                                                      |
| 17 番 委 員 | 番号8番について、ご報告申し上げます。<br>議案書に片仮名で譲受人の名前が書いてあるんですが、この方はブラジル人でありまして、既に日本での永住権を取得しているという状況にあります。また、今年8月には既に当該人は1,000 m <sup>2</sup> 等の農地を購入しているということでございます。耕作につきましても、農地購入以前から農地を借りて、継続的に農業をしているという状況でもあります。また、今年の4月には農地法が改正されまして、面積要件も緩和されたということから、これらを踏まえまして現地調査し、地区協議会において協議したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断したところです。以上です。 |
| 議 長      | ただいま、第6地区協議会より番号7番及び8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委 員      | なし。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長      | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号7番及び8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長      | 全員賛成でありますので、番号7番及び8番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長      | 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。<br>提出件数は、5件です。<br>事務局より提案をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事 務 局    | 提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。<br>1番 沖野町の土地 16 m <sup>2</sup> 外1筆 計18.93 m <sup>2</sup> 、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農                                                                                                                                                                                                           |

地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 沖野町の土地 1.75 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、水路用地として転用するものです。

3番 八重笠町の土地 581 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

4番 緑町の土地 657 の内 288 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農業用倉庫用地として転用するものです。

5番 新田反町町の土地 97 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号 1 番及び 2 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7 番 委員 番号 1 番、2 番について報告します。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地を確認したところ、周辺には何の問題もないことが確認されました。よって、許可相当と決定しました。  
再度のご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ただいま、第 1 地区協議会より番号 1 番及び 2 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 1 番及び 2 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 1 番及び 2 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番及び4番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 議案第3号の3番は、議案第2号の2番によって発生したものでございます。農地を調査したところ、屋敷内に畑がありまして、そこに物置があったということであります。こちらについて農地法の許可を得ていないことが判明したため、すぐ是正をしたいということであると思えます。

第2地区において審査したところ、問題ないということで許可相当と決定いたしております。以上です。

18番委員 番号4番の案件については、これから説明します議案第5号の9番と連結しているんですけれども、分家住宅を造るということで調査したら、この農地が農業用倉庫として使用していたということに気づきまして、今回、是正するために申請がありました。

許可基準から見た判断のところは全て問題ありませんし、始末書で一応許可相当ということで地区協議会でも決定しましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号3番及び4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番及び4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番及び4番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。

調査をしたところ、農地法の許可を得ずに農家住宅敷地の一部として使用していたことが判明したため、是正するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許

可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- |          |                                                                                                                                                                           |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長      | ただいま、第5地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                           |
| 委 員      | なし。                                                                                                                                                                       |
| 議 長      | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)                                                                                                       |
| 議 長      | 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                         |
| 議 長      | 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。<br>提出件数は1件です。<br>事務局より、提案をお願いします。                                                                                    |
| 事 務 局    | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに1件提出されております。<br>1番 藪塚町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、諸事情により建築せずにいたところ、娘夫婦が一般住宅用地として利用したいと申出があったため、当該権利を承継するものです。<br>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 |
| 議 長      | 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。<br>番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                                                                                                       |
| 11 番 委 員 | 現地確認したところ、家を建てられるような状況で、きれいになっておりまして、東側が野菜の畑になっておりましたが、家を建てる分には支障がありませんので、許可相当と思います。<br>再度ご審議、お願いします。                                                                     |
| 議 長      | ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                           |
| 委 員      | なし。                                                                                                                                                                       |

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は23件です。  
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数23件について、朗読し詳細に説明する。  
1番 牛沢町の土地 534の内0.131㎡ 外10筆 計4,737の内6㎡、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。  
営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。  
2番 高林西町の土地 488㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
一般住宅用地として転用するものです。  
3番 高林西町の土地 495㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。  
4番 沖野町の土地 291㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。  
5番 沖野町の土地 0.7㎡、農地区分 第二種、水路用地として転用するものです。  
6番 台之郷町の土地 304㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。  
7番 台之郷町の土地 292㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。  
8番 台之郷町の土地 291㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地とし

て転用するものです。

9番 緑町の土地 488 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 尾島町の土地 257 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 亀岡町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

12番 新田中江田町の土地 277 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 新田赤堀町の土地 278 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 新田赤堀町の土地 461 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 新田村田町の土地 435 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 新田村田町の土地 1,058 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

17番 新田小金井町の土地 975 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

18番 新田反町町の土地 364.05 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田反町町の土地 341 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田市町の土地 991の内1.39 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考え

えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

21 番 新田嘉祢町の土地 5,429 の内 89 m<sup>2</sup> 外 6 筆 計 8,194 の内 267 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

鉄塔工事用地として一時転用するものです。

22 番 藪塚町の土地 364 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23 番 藪塚町の土地 71 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号 1 番から 5 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号 1 番については、議案第 2 号番号 1 番の農地法第 3 条の区分地上権について併せて報告願います。

1 番 委 員

では、番号 1 番につきましてご報告させていただきます。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

営農型太陽光発電の設置用地として、一時転用の申請であります。下部農地ではソバを作付する予定です。営農者は、現在、沼田市でも営農型の太陽光発電を、また、その下でソバの作付をしております。

沼田市に確認したところ、営農状況、収量等も問題ないということでございます。また、申請地は荒廃農地として判断されており、本申請は農水省通知による荒廃農地を再利用する場合に当たる、一時転用期間は 10 年間であります。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、今後も適正な営農の継続が見込まれることから、許可相当と意見決定いたしました。

また、議案第 2 号 1 番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、これらの申請も併せて許可相当と意見決定いたしました。

再度のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号 2 番と 3 番につきましてご報告させていただきます。

番号 2 番と 3 番につきましては、譲渡人が●●●●さんということで、

|          |                                                                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>同じ方でございます。譲受人は現在、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。</p> <p>当地区協議会で現地確認したところ、周辺農地には何ら問題ないと判断いたしまして、許可相当といたしました。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。</p> |
| 7 番 委 員  | <p>番号4番、5番について報告します。</p> <p>当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認をしたところ、周辺には何の問題もないことが分かりましたので、許可相当と意見決定しました。</p> <p>再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>                                   |
| 議 長      | <p>ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番及び議案第2号番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。</p>                                                                                                      |
| 17 番 委 員 | <p>番号1番の案件で、直接審査に関係あるか分からないんですけども、ちょっと聞きたかったのは、このソバというのはどのように収穫をされるのか、知っていたら教えていただければありがたいです。手刈りするのか、機械でなのか。</p>                                                           |
| 1 番 委 員  | <p>そこのところは正直な話、確認をしてございませんが、沼田市に確認したところ、営農状況、収量等も問題ないということで、収穫については事務局のほうで何か。</p>                                                                                          |
| 事 務 局    | <p>では、お答えいたします。沼田市においても大規模に約400haぐらいソバをやられているんですけども、その規模ですので、沼田市のほうでは機械でやっているのを確認できているので、こちらでも機械でやられると思っています。</p>                                                          |
| 17 番 委 員 | <p>太陽光でも、上にあるけれども、機械でできるわけですね。</p>                                                                                                                                         |
| 事 務 局    | <p>営農型太陽光自体が最低2メートル以上の支柱になっていまして、機械が十分入れる高さで設定されていますので、問題ないと思います。</p>                                                                                                      |
| 17 番 委 員 | <p>分かりました。ありがとうございます。</p>                                                                                                                                                  |
| 18 番 委 員 | <p>ソバというのは今までリストになかったですね。どんどん出てきますね、大変ですね。以上です。</p>                                                                                                                        |
| 議 長      | <p>ただいま、第1地区協議会より番号1番から5番及び議案第2号番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。</p>                                                                                                     |



|       |                                                                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員    | なし。                                                                                                                                                                                         |
| 議長    | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号1番から5番及び議案第2号番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)                                                                                                          |
| 議長    | 全員賛成でありますので、番号1番から5番及び議案第2号番号1番を許可とすることに決定します。                                                                                                                                              |
| 議長    | 続いて、番号6番から9番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。                                                                                                                                                   |
| 13番委員 | 番号6番から8番、調査及び現地確認をした結果を報告いたします。<br>番号6番から8番は、いずれも譲渡人は同じで、譲受人はいずれも申請地を取得して、一般住宅を新築したいとのこと。<br>現地確認をしたところ、三面張りの排水路もあり、隣の農地への支障もないと思いますので、許可相当と意見決定いたしました。<br>再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。           |
| 18番委員 | 18番委員より番号9番を説明いたします。<br>この案件は、娘夫婦が分家住宅を建てたいということで申請が出ております。<br>申請地の状況は、南は北関東道が走っておりまして、北が足利伊勢崎線等に囲まれた土地であります。許可基準から見た判断については、いずれも問題なしということで、許可相当ということで地区協議会では決定しました。<br>再度協議をお願いいたします。以上です。 |
| 議長    | ただいま、第2地区協議会より番号6番から9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。                                                                                                                                         |
| 委員    | なし。                                                                                                                                                                                         |
| 議長    | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号6番から9番を賛成とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)                                                                                                                     |
| 議長    | 全員賛成でありますので、番号6番から9番を許可とすることに決定いたします。                                                                                                                                                       |
| 議長    | 続いて、番号10番及び11番について、第4地区協議会の調査した意                                                                                                                                                            |

見結果を報告願います。

8 番 委 員      番号 10 番、11 番とも申請地を父より借り受けて、自己の住宅を新築したいということです。  
現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため許可相当と意見決定しました。  
再度の審議をよろしくお願いいたします。

議      長      ただいま、第 4 地区協議会より番号 10 番及び 11 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委      員      なし。  
議      長      ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 10 番及び 11 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議      長      全員賛成でありますので、番号 10 番及び 11 番を許可とすることに決定いたします。

議      長      続いて、番号 12 番から 21 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15 番 委 員      番号 12 番から 17 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づいて調査及び現地確認した結果をご報告いたします。  
番号 12 番から 15 番は、一般住宅の建築を目的とした転用事案です。  
番号 16 番は、申請人は近隣で電気工事業を営んでおり、申請地を借受け、資材置場用地として転用するものです。  
番号 17 番は、申請人は隣接地で自動車販売業を営んでおり、既存の駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用するものです。現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

10 番 委 員      続きまして、説明します。  
番号 18 番から 21 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果及び現地確認した結果を報告します。  
番号 18 番、19 番は、一般住宅の建築を目的とした転用住宅で、番号 20 番は営農型太陽光発電の新規案件で、親子間の申請であり、地権者が母、太陽光設置者が子、下部農地ではサカキを栽培する予定で、お互い

に協力しながら耕作をしていくとのこととです。

番号 21 番は、●●●●の鉄塔工事に伴い、資材置場、駐車場等鉄塔工事用地として一時転用するものです。

現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第 5 地区協議会より番号 12 番から 21 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 12 番から 21 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 12 番から 21 番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号 22 番及び 23 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11 番 委 員 先ほどの議案第 4 号と関連しておりまして、番号 22 番はここに家を建てたいということです。

番号 23 番は、一部の敷地を利用するため、申請地を取得したいということで申請がありました。地区協議会で検討したところ、問題ないとなりましたので、再度ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 22 番及び 23 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 22 番及び 23 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 22 番及び 23 番を許可とすることに決定いたします。

以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は、先月、農業会議に意見聴取した 11 月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第 3 条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、16ページに記載のとおり、2件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について、17ページから19ページに記載のとおり、16件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、20ページから26ページに記載のとおり、29件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、27ページから31ページまで記載のとおり、19件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 長  
委 員  
議 長

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

なし。

質問等もないようですので、続きまして、協議事項、令和5年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦依頼が会長宛てにあったので、候補者の決定を求めます。

事務局より提案をお願いします。

事務局

皆様のお手元に、協議事項、別紙ということで、太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦（案）についてという一表はございますでしょうか。

それでは、説明させていただきます。委員の皆さんのご協力をいただきまして、候補者の取りまとめをさせていただきました。こちらの別紙の一覧をご覧くださいだと思います。

開いていただいて、優良農業者が5地区から個人が6名、次のページで、団体が2団体となっております。また、農業後継者が1地区から1名の推薦をいただきましたので、太田市長へ推薦させていただいてよろしいかどうか、ご協議をお願いいたします。よろしくをお願いします。

議 長

ただいま、事務局より提案がありました令和5年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について、ご意見、

議 長  
11 番 委 員

ご質問等ございますか。

●●さんは、何をされているの。

小玉スイカとハウレンソウを主にやっております。大丈夫でしょうか。  
もう就農して結構たってしまっているんですけども、この表彰を受けていないということで推薦させていただきます。

ご意見、ご質問等もないようですので、事務局の提案のとおり決定し、  
市長へ提出いたします。

議 長

以上で第5回定例総会を終了いたします。

閉 会 令和5年12月11日（月） 午後2時42分